

第8期第4回北区男女共同参画審議会 議事要旨

【開催日時】 令和4年9月2日（金） 午後6時30分～午後7時45分

【開催方法】 オンライン

【次 第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第6次アゼリアプラン 令和3年度事業実績報告書（案）について（資料1）
 - (2) 令和5年度重点取組（案）について（資料1）
 - (3) 第6次アゼリアプラン中間の見直し（案）について
 - (4) 職員のための「性の多様性」に関する対応ハンドブックの改訂（案）について（資料2）
- 3 その他
 - (1) 今後のスケジュールについて（資料3）
 - (2) その他
- 4 閉会

【出席者】 奥津委員 平野委員 植木委員 鈴木委員 山田（由）委員
早瀬委員 手崎委員 小林委員 矢吹委員 古賀委員
清水委員 吉田委員 阿部委員 戸枝委員 大谷委員

【欠席者】 山田（昌）委員 市川委員 加藤委員 いながき委員

○開会

（総務部長あいさつ）

（出席状況の報告、資料確認）

○委員

（新任委員：清水委員、自己紹介）

○事務局

それでは、これより先の議事につきましては、奥津会長にお願いいたします。

○奥津会長

奥津でございます。議題に入ります前に、8期の最後の審議会でございますので御挨拶を申し上げます。

今回の審議会は、コロナ感染状況が改善しないためオンライン形式の会議となりました。一堂に会しての意見交換というわけにはまいりませんが、新しい時代の一つの会議の方法でございますので、IT機器を通して活発にぜひ御意見の交換をお願いしたいと存

じます。

コロナ感染拡大の間に人々の生活に幾つもの変化が実際にはございました。例えば働き方はリモートワークなどの多様化が目立ちました。ということは、それは様々な問題はありますけれども、でも、人々の生活時間の使い方にも変化をもたらしたわけでございます。については、多くの方に新しい社会参加の機会、あるいは方法を広げる可能性を生んだということにもなるかと思えます。本日の審議会におきましてもそうした社会の動きを踏まえた御議論があると存じます。どうぞ積極的に御発言をお願いいたします。

続きまして、事務的なこととなりますけれども、冒頭に事務局から御説明がありましたとおり、条例の施行規則によって審議会は公開とするということが基本として定められております。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いをすることができます。状況により、内容によってはそういうことが必要だということでそういった扱いもでございます。

ということで、今回の審議会をこのまま公開で進めさせていただくかどうか、皆様の御意見をいただきたいと思えます。

公開をしないほうがよろしいという方は、ぜひ手を挙げていただけないでしょうか。

(挙手なし)

○奥津会長

それでは、このまま公開とさせていただきたいと思えます。皆様の御協力をいただきながら審議を進めてまいりたいと存じます。なお、議事録の作成をする上で、御自身のお名前をお名乗りいただいてから御発言をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

では、早速ですが、議事に入ります。議事(1)は、事業実績報告になります。まずは事務局より御説明をお願いします。

○菅原課長

(「議事(1)」についての説明)

○奥津会長

御説明ありがとうございました。

今説明がありました内容について、皆様の御意見や御質問をいただきます。今の御説明によりますと、最終的には14ページからの総合評価、これをしっかりと皆様で議論してください、このようなことだろうと思えます。細かい一つ一つの事業の評価を積み上げて、こうして14ページ、15ページ、16ページまでの評価になりました。これについてどうでしょうか。皆様、どうぞ御議論いただきたいと思えます。

平野委員、お願いします。

○平野委員

東京家政大の平野です。令和3年度の進捗評価に関して、目標1と3がおおむね進捗している、2と4と5につきましては進捗しているけれども、さらなる取組が求められるということで御提案いただいています。しかし昨年度、令和2年度のものを確認してしまし

たところ、昨年度も同じ評価でした。昨年度、令和2年度のときにもさらなる取組を求めるといった評価をされていたため、恐らく翌年はさらなる取組をされてきたのではないかなというふうに思うのですが、さらなる取組で取り組んできたけれども、やはり同じ評価になってしまったなといったような形なのでしょうか。全く同じだったので、その間にどのような取組があったのかなと思い御質問させていただきました。

よろしく申し上げます。

○奥津会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

今御質問いただきました目標2と目標4については、昨年、さらなる取組をとということで、令和3年度におきましてもこの部分については意識をして取り組んできたところがございます。ただ、まだ目標に達するまでには至っていないということで、今回もこのような評価をつけさせていただきました。

○平野委員

ありがとうございました。

○奥津会長

ほかにございましょうか。

御感想でも結構です。よろしかったら挙手をしていただければと思います。

確かに、この目標2については、認定企業の制度を維持していくためにはあまりにも応募が少ないとか、そういう問題がある中で、コロナもありましたし、企業のほうもなかなか対応できなかったということもあろうかと思えます。これから少し世の中が落ち着いてきたときどうなるかというのもよく見て、またさらなる取組をしていただくことになるのかなと思っております。その辺りを含めて、進捗はしているけれども、さらなる取組が求められるとお書きになったのでしょうか。どうでしょうか。

○事務局

今後も、取組につきましては何か工夫をしながら進めてまいりたいと考えております。

○奥津会長

ぜひいろんな工夫をしながらお願いしたいと思えます。

ほかにも何か御意見はございませんか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

○奥津会長

では、次の議題に入りたいと思えます。議事(2)、今度の重点取組でございます。ま

ずは事務局から御説明をいただきたいと思います。お願いします。

○菅原課長

（「議事（2）についての説明」）

○奥津会長

この取組の方針、男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発という方向で今後取り組んでいかれるということでございますけれども、いかがでございますか。御意見ございますか。

矢吹委員、お願いいたします。

○矢吹委員

何か具体的にはありますでしょうか。取り組んでいく、啓発していくために具体的に考えていらっしゃるようなことがおありでしょうか。

○事務局

具体的な事業といたしましては、まだ検討段階ではございます。企業様向けや、区民の方へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、これも今までとは違った内容を検討しております。また、育児休業の取得の促進や、取得の仕方についても、企業の皆様にも周知をし、どのようにしたら育休を取る男性が増えていくかというところについて、言及していきたいと考えています。

○奥津会長

よろしいですか。

○矢吹委員

もう少し細かなこともお聞きできればいいなとは思いますが、大体分かりました。ありがとうございました。

○奥津会長

育児休業も分割して取れるようになるなど、少し法律も変わってきましたので、ぜひ具体的に物事が進むように工夫をしていただきたいと思います。

そのほかのところでも、この重点取組で感想でも結構です。御意見は何かございますでしょうか。

小林委員、どうぞお願いします。

○小林委員

小林廣之でございます。DVの事項に関してですが、コロナ禍を経て、内閣府への相談件数なども1.6倍とか2倍となり、非常に増加をしている中で、やはりDVというものが重大な人権侵害であるというところをきちんと表現していったほうがいいのではないかと

思います。「加害者に対する取組は引き続き『相談』の一環として行います」とありますが、DVというのは重大な人権侵害であることを分かっていただくような取組が必要なのではないかと思います。

○奥津会長

具体的にもっとどのようなことができるかという質問になりましょうか。

○小林委員

そうでございますね。

○奥津会長

では、事務局お願いします。

○事務局

現在もDV理解基礎講座ということで講座を開催しているところではございます。今、委員がおっしゃっていただいたように重大な人権侵害であるということ踏まえた内容も盛り込んだ上で、今後セミナーなどに生かしていきたいと思っております。

また、DVの被害者につきましては、相談事業等で寄り添った対応をしているところがございます。引き続きこの辺も充実させていきたいと考えております。

○小林委員

どうもありがとうございます。

○奥津会長

今の小林委員の発言の中で、加害者に対してどう対応していくかというのは非常に問題だという問題提起もあったと思います。ここにもそのように言葉が出てきておりますけれども、この辺は何かございますか。山田委員からも手が挙がっていますため、事務局からお答えいただいた上で、山田委員にお話ししたいと思っております。

○事務局

加害者支援については、区が加害者支援を行うというよりは、今、東京都などでも加害者支援プログラム等を実施しているというところがございます。そちらを御紹介するなり、今後他自治体の状況を鑑みながら、区としても検討してまいりたいと考えています。

○奥津会長

では、山田委員、後になりまして申し訳ありません、どうぞ御発言ください。

○山田委員

女性部会副部会長の山田と申します。

そのDVの件ですが、反社会性パーソナリティ障害という例があります。自分の行為に

よって他者がどう思うか、どういった状況になるかということが理解できず、他人を傷つけたりいじめたりすることに全く罪悪感を感じない特徴があります。そのような方のDVに関しては加害者を病院に連れていくという可能性もあるのではないのでしょうか。

○奥津会長

つまり医療機関との連携とか、そういうことになりましょうか。

○山田委員

そうですね、平気で人を傷つけたりだましたりしてしまうということもあります。

○奥津会長

事務局、一言お願いします。

○事務局

委員がおっしゃったような反社会性パーソナリティ障害という名称はこちらとしては耳にしているところではございます。今後、医療機関等との連携も加害者支援がある程度進んだ時点で、区として検討していくことになるかと思えます。しかし、現在のところ、まだそちらのほうには着手はしていないという状況でございます。

○山田委員

了解いたしました。

○奥津会長

まだ時間がございます。ほかにこの重点取組について御発言あるのでしょうか。

○奥津会長

矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員

矢吹と申します。今の加害者支援というお話がありました。DVの原因というのは、結局加害者によって引き起こされるわけですね。ですので、ぜひ力を入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○奥津会長

清水委員に御発言いただいてから、事務局にお2人分回答をお願いします。では、清水委員、お願いします。

○清水委員

清水でございます。1点確認なのですが、加害者のところ、加害者支援という発言がありました。これは加害者の更生プログラムのことではないのでしょうか。御確認をさせて

いただきたく、お願いいたします。

○奥津会長

では、事務局のほう、2つお願いします。

○事務局

加害者支援についてですが、こちらが御紹介するのは加害者支援更生プログラムの件でございます。例えばこちらに加害者の方からアプローチがあった場合については、電話での御相談というか、傾聴するという形でまず一義的に対応をしているところでございます。その後でプログラムのほうにつなげられる方については御紹介をしていくというスタンスを取っているところでございます。

○奥津会長

その他重点取組で気になるところはございますか。

(挙手なし)

○奥津会長

挙手はないようですので、次の議題、議事(3)に移りたいと思います。第6次アゼリアプランの中間見直しでございます。これもまず事務局に御説明をお願いいたします。

○菅原課長

(「議事(3)」についての説明)

○奥津会長

次回の審議会は9期です。8期が今日で終わってしまいますから、次回、もし見直しをされるなら、ぜひこういうことを考えておいてくださいとか踏まえておいてくださいというような御発言があれば、今日いただいておいたほうがよろしいですね。

いかがですか。中間見直しに関してここが気になっておりますというような御発言があれば、ぜひお願いしたいと思います。

では、矢吹委員、またお願いいたします。

○矢吹委員

今の重点取組に入るかどうか分からないですが、41ページの目標4のところです。性教育のモデル事業実施というところで、教育指導課となっておりますが、ちょっと明細を見ますと浮間中学校だけしかやっていますららないようです。これはもう少し力を入れていただいたほうがいい、入れていただきたいという要望です。

○奥津会長

1つだけの中学校なのでしょうか。事務局のほうからまず事実と、それから、今後の方針をお願いしたいと思います。

○事務局

申し訳ありません。今手元に資料がないので、この1校だけかどうかというのが、確認ができない状況です。しかし、今後、教育委員会に向けましては、この辺のお話をさせていただきまして、性教育の充実を図っていきます。また、1校だけではなく、性教育については幼少期からの教育がとても重要になるということは認識しております。その辺を踏まえて、教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○奥津会長

では、ほかにもございますか。見直しをされるのであればこんなところも、今日も気になりましたというようなことでも結構でございます。どうぞ御発言ください。

小林委員、お願いします。

○小林委員

小林廣之でございます。国連で決まったSDGsの件ですが、金科玉条のように考えているわけではありませんが、やはりジェンダー平等というのが非常に大きな背景として考えられています。あまりSDGsのことに言及することも必要ないのかもしれないですが、少しその背景にこういうものがあるということも必要なのかなと考えております。

○奥津会長

次回、中間見直しをされるようなときには、SDGsなどの背景が今社会にあるということも考えて御検討ください、こういうような形で受け取ってよろしいですか。

○小林委員

はい、そうでございますね。

○奥津会長

いかがですか、そういうことで事務局のほう御意見を受け取っていただけますか。

○事務局

今後の検討とさせていただきます。御意見どうもありがとうございました。

○小林委員

どうもありがとうございます。

○奥津会長

確かにSDGsは、金科玉条ではありません。しかし、ジェンダーはもちろんのこと、全ての人とその対策の対象となって、みんなが幸せになるようにというようなことですから、いろいろ大きな政策方針を決めたり、こういうようなエリアプランをつくるというようなときには、そこを踏まえて考えていくというようなことは、これから強く求められる

と思います。よろしく願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員

清水でございます。私も要望というところで、今年度、AV新法とか女性新法などが出来上がってきています。その辺りも次回盛り込んで、中間見直しに盛り込んでいただけたらという御要望でございます。お願いいたします。

○奥津会長

次期の審議会にうまく伝わっていくようにお願いします。ほかにはいかがでございますか。

古賀委員、よろしく申し上げます。

○古賀委員

古賀由希子です。よろしく申し上げます。目標3の意思決定過程への女性の参画推進に関して、啓発と情報提供、出前講座ということで、情報提供が主なのかなと思いますが、もうちょっと伴走して何かするような事業や取組を期待したいなと思います。例えば、政治とかも、パリテ法¹とかそういった何かもうちょっと数値でやっていくみたいなのは計画の中に出ているのでしょうか。お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○奥津会長

計画というのは、今ではなくて今後する、あるいは今既にそういうものがあるかということですか。

○古賀委員

それも含めて、申し訳ありません、教えていただけたらと思います。

○奥津会長

事務局、お願いします。

○事務局

今おっしゃっていただいたような伴走型の支援といえますか、取組については、現状行っているものはないので、今後計画を立てていく中で参考としながら検討していきたいと思います。ありがとうございます。

¹ パリテ法・・・フランスで2000年に一般にパリテ法とよばれる法律が成立。パリテとは、同等、同一という意味。各政党に対して、男女同数・平等な50%ずつの候補者擁立を義務付けている。日本で、2018年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、「日本版パリテ法」と呼ばれ、政党の候補者の数をできる限り男女均等となることを目指すこととしている。

○古賀委員

何か取組が見えないので、よろしくお願いします。

○奥津会長

中間見直しについて御議論いただきてきました。特にまだ強調したい御意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○奥津会長

では、次の議題が「『性の多様性』に関する対応ハンドブックの改訂」でございます。議題（４）について事務局からまず御説明をください。

○菅原課長

(「議事（４）」についての説明)

○奥津会長

では、この資料２、「『性の多様性』に関する対応ハンドブック」は区の職員の方がまずは活用されるということでおつくりになる。でも、ホームページで多くの方々のお役にも立てるようにしたい、こういうことでございます。

御意見ございますか。お気づきになったことなどございますでしょうか。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

13ページですが、性の多様性に関する相談窓口とあります。今年の４月から始められたLINE相談は、ここには入らないのでしょうか。

○奥津会長

入らないのでしょうかという質問に対して、事務局、お願いします。

○事務局

LINE相談につきましては、女性のお悩み全般に対応する相談窓口となっております。このLGBTQに特化したものではないというところで、こちらには掲載しておりません。

○矢吹委員

はい、了解しました。ありがとうございます。

○奥津会長

では、山田委員、お願いします。

○山田委員

3ページ「学校・家庭で、先生に相談したが、理解してもらえなかった」とあるのですが、先生たちを教育するということはないのでしょうか。結局子供たちがいたずら半分に言う場合はやはり親にも責任があつて、親が家庭で子供にそういうものを理解してあげなくてはいけないというのを、常日頃子供を教育するというのは親の責任もあると思います。先生に相談したが、理解してもらえなかったというのは、ちょっと論外ではないかなと感じますが、いかがでしょうか。

○事務局

教職員の方向けにも性の多様性に関しては研修を受けていただいております。また、東京都人権部においても、人権という観点から、今、性の多様性については重きを置いて研修も多く行っていると伺っております。

今までは先生に相談したけれども、例えば「いつときの気の迷いだよ」というような形で相手にしてもらえなかったというようなことがあったようですが、今後そういうことがないように、教職員の方にも意識を高めてもらいたいとこちらも動いております。

○山田委員

了解いたしました。ありがとうございました。

○奥津会長

ほかの御意見はございませんか。

それでは、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

次は、その他ということになります。その他として今後のスケジュールなど、事務局より一括して御説明いただきたいと思っております。

○事務局

今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。

この審議会後に、庁内の推進体制である北区男女共同参画推進本部を10月中旬に開催いたしまして、事業実績の報告を行う予定としております。その後、事業実績報告書をホームページで公表いたします。

また、次回の審議会につきましては、第9期となりまして新しい委員構成での開催となります。現在のところ、12月の開催を予定しているところでございます。

最後に事務連絡となります。本日の審議会の会議録につきましては、作成後に会長及び副会長に内容を御確認いただいた上で、北区ホームページに掲載させていただきます。

なお、本日お目通しいただきました資料について、本日の御議論のほか、御意見や御質問がございましたら、9月9日金曜日、来週の金曜日までに事務局まで御連絡いただければ幸いです。以上よろしくお願いたします。

また、今回が第8期審議会の最後の開催になるかと思っております。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会に御出席をいただきまして、様々な御意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

○奥津会長

スケジュールの御説明もありましたけれども、それだけではなく、一言さっき言い忘れたというようなことがあれば、御発言を今この時間していただければと思います。

矢吹委員、どうぞ。また矢吹委員が終わった後、手崎委員、お願いいたします。

○矢吹委員

先ほど申し上げるのを忘れてましたが、性の多様性に関する対応ハンドブック、これはとても見やすくなって、結構なことだと思います。ありがとうございます。

○奥津会長

お褒めの言葉で、よろしいですか。

では、次に手崎委員、お願いします。

○手崎委員

手崎です。先ほどの教職員の方へのプログラムをやっているということですが、一部の保護者の方がやはり批判がすごい部分をうわさでも聞いています。保護者向けにもそういうプログラムがあるといいかなと思ひまして、発言させていただきました。

○奥津会長

いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。学校の協力も必要になることかと思いますが、教職員の方、また保護者を含め、今後研修会のようなものができれば理想的な形かなと考えているところでございます。今御意見をいただいた部分に関しましては、学校ありきというところがあるので、なかなかこちらの一存で進められるところではないのですけれども、今後できる限り検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○手崎委員

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○奥津会長

なかなか直接お会いして御意見を交わすという形でないものですから、発言しにくいところもおありだったかもしれませんが、今日は本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

8期の審議会は本日で終わりますけれども、9期にはこれまでの御審議が生かされて、男女共同参画の議論がさらに深まっていくと存じます。

本当に皆様には委員として御協力いただきまして、ありがとうございました。

本日はお疲れさまでございました。

○事務局

本日はどうもありがとうございました。こちらをもちまして散会とさせていただきます。
お疲れさまでございました。